

第1章 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)の策定について

1 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)策定の背景

都市化の進展や産業構造の変化、エネルギー事情の変遷により、私たちを取り巻く環境情勢は大きく変化し、生活環境の悪化、生態系の破壊、地球温暖化の進行などの課題に直面しています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因する部分が大きく、社会経済活動のあり方や生活様式の見直しが求められています。

市では、直面する環境問題に的確・迅速に対応し、かつ、本市の特徴でもある鈴鹿の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然と共生し、循環型の快適な環境空間を創造するため、亀山市環境基本条例に基づく「亀山市環境基本計画」を平成17年度に策定し、自治体の先駆者として推し進めてきた「環境施策」の基盤を引き継ぎ、先進的な取り組みにより、市民が豊かな自然を愛し、安心して居住できる快適な生活環境を創出してまいりました。

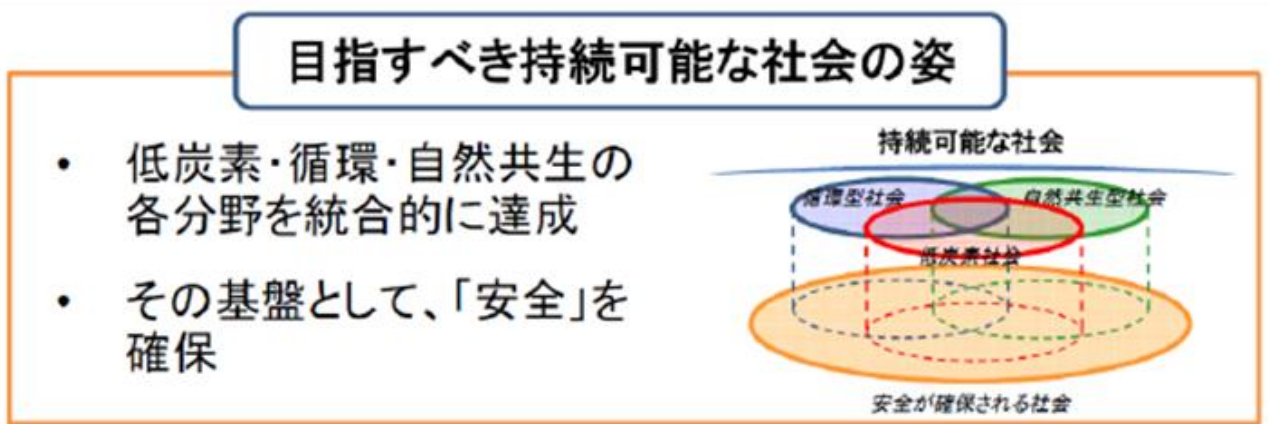
【主な先進的取り組み】

- 平成16年度：自治体と市民・学識経験者・事業者との連携により地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として亀山市総合環境研究センターを開設し、地域の環境施策提言や地域で活躍できる人材育成を推進
- 平成20年度：県下における先進的な取り組みとして、鈴鹿・亀山地区におけるレジ袋削減マイバック推進運動を展開
- 平成22年度：市民全体を巻き込んだ環境家計簿「エコライフチェック」の取り組みを展開
- 平成22年度：豊かな自然を育む鈴鹿山系において提出された「鉱業権による試掘許可」を市民一丸となった反対運動により阻止
- 平成23年度：「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正・施行し、資源物の持ち去りに関する対策を強化することで持ち去り行為を抑止
- 平成24年度：溶融飛灰の山元還元方式による再資源化処理によって、最終処分量ゼロを達成

そのような中、平成25年9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」による地球温暖化への人類の決定的な関与やCOP10を皮切りに注目を集め始めた生物多様性の保全、そして東日本大震災における日本のエネルギー構造の大きな変遷等、環境を取り巻く状況は、国際的な環境問題を中心にめまぐるしく変化し続けています。

これら諸問題については、国際的な問題でもあることから、国策を中心に展開されてきましたが、地球温暖化の防止や、生物多様性の保護などは、その施策を展開する地域の自然的・社会的条件を加味する必要があり、それぞれの地域においてより強力に施策を推進し、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、自然との共生を創造することが求められるようになってきました。

国では、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、「目指すべき持続可能な社会の姿とは、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え、『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置づけました。



出典：第四次環境基本計画の概要（環境省）

これらにより、本市においても、めまぐるしく変化する環境問題に柔軟に対応すべく、国や三重県の環境基本計画の理念を踏襲しつつ、環境基本計画の見直しを実施することとなりました。

かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)（以下「本計画」といいます。）では、今まで築き上げてきた環境基盤を基礎とした「計画が目指す環境の姿」を構築し、それが成就される戦略的・組織的な環境施策を展開することによって、森林や水辺環境等の自然との共生、循環型の快適な環境空間の創造、省エネ・創エネによる低炭素社会の構築を推進してまいります。

このため、市民・コミュニティ組織・事業者・市がそれぞれの責務を自覚し、協働して推進していくこととしています。



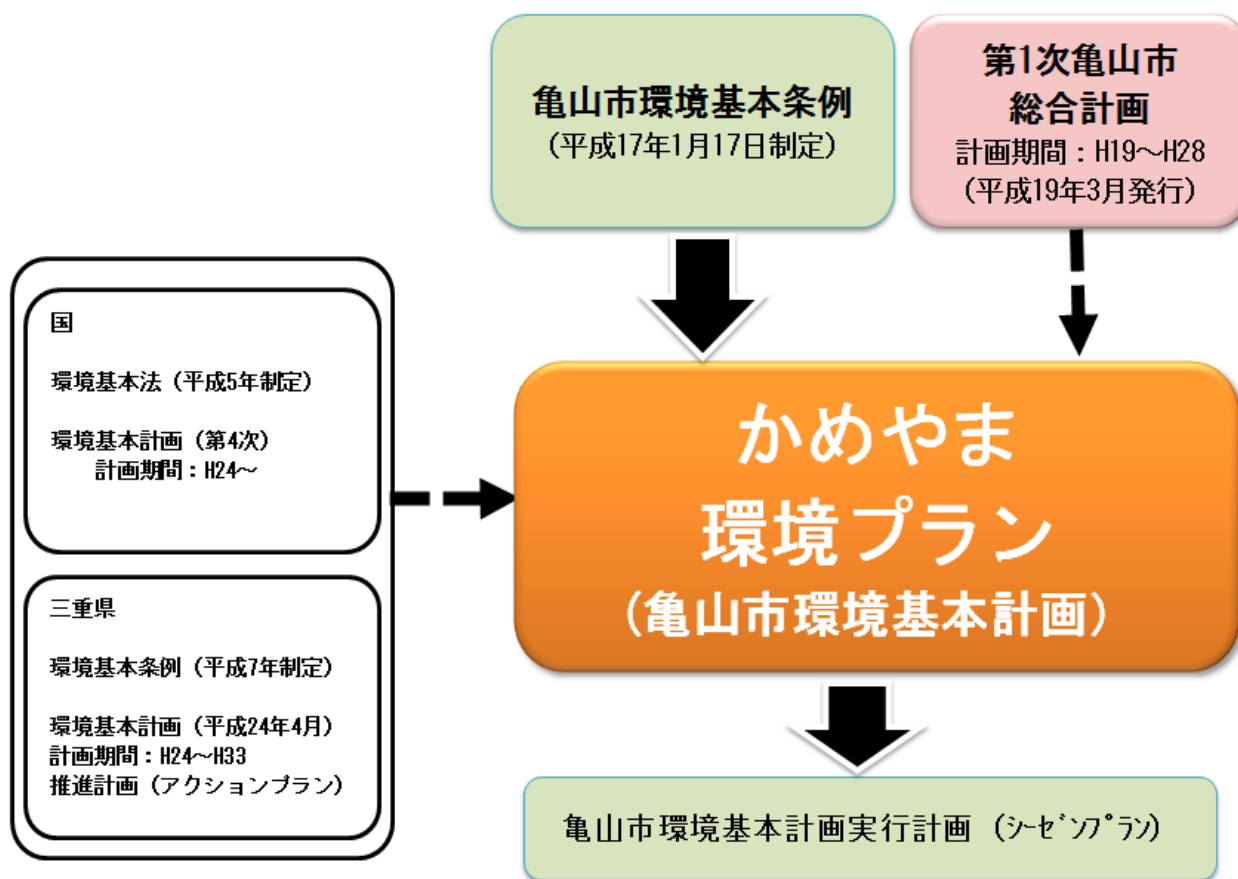
亀山市がめざす環境の姿

2 計画の位置付け

本計画は、亀山市環境基本条例第8条に基づいたものであり、環境に関する基本施策を具現化するものです。

また、本計画は、これまでの計画の構想を引き継ぐものとして、取り組みや環境の変化を踏まえ、新たな課題に対応するものとし、環境に関する基本的な方針を示すものです。本計画に基づき、市全体で環境施策を総合的かつ計画的に推進していきます。また、市民や事業者がこの計画に沿って環境に配慮した行動を行えるよう啓発、支援を行っていきます。

本計画は、市の環境施策の方向性を示す分野別計画であるとともに、まちづくりを環境の視点で捉え直した様々な分野にわたる計画としての性格も有しています。都市マスタープランや学校教育ビジョンなどの他の分野別計画との連携、相互の補完機能を有しつつ、上位計画である第1次亀山市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）を実現するための計画として位置づけています。



3 計画の目的

本計画は、今まで築きあげてきた環境基盤を基礎とし、将来の望ましい環境像や基本的な目標を設定し、その実現に向けて、戦略的・組織的に行動することを目的としています。

このため、市民・コミュニティ組織・事業者・市がそれぞれの立場で環境に配慮した行動がとれるよう、施策の方針ごとに達成すべき指標を設定します。また、各主体が協力して、環境を保全し、これを将来の世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

亀山市環境基本条例の基本理念、市及び市民・事業者の責務は、次のように定められています。

(亀山市環境基本条例 平成17年1月11日条例第104号より抜粋)

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

4 計画の期間

本計画の期間は、環境状況が世界的規模でめまぐるしく変化していること、また地球温暖化対策の現在の国際的な枠組みが平成32年度までとなっていることなどから、当初の平成17年度から平成36年度までの20年間の計画から、平成32年度までの16年間の計画に変更します。

また、社会経済情勢の変化や科学技術の進歩など、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。



市役所屋上から望む鈴鹿山脈



関支所屋上から望む明星ヶ岳と関富士